



報道関係者各位

平成24年10月26日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官

鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

一般労働者派遣事業および有料職業紹介事業の許可の 取消しを通知しました

～労働者派遣法および職業安定法に規定する許可の欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は本日(平成24年10月26日)、株式会社アグレワンに対して、一般労働者派遣事業および有料職業紹介事業の許可の取消しを通知しました。

また、株式会社ゼロダブリュコーポレーションに対して、有料職業紹介事業の許可の取消しを通知しました。詳細は下記のとおりです。

第1 一般労働者派遣事業および有料職業紹介事業の許可の取消しを通知した事業主

- (1) 事業主名 株式会社アグレワン
- (2) 代表者氏名 代表取締役 福田 耕一
- (3) 所在地 奈良県天理市丹波市町 448

(4) 許可に関する事項

①労働者派遣事業

許可年月日 平成20年6月1日

許可番号 般29-300064

②有料職業紹介事業

許可年月日 平成22年6月1日

許可番号 29-ユ-300058

- (5) 処分内容および処分理由 別紙の1のとおり

第2 有料職業紹介事業の許可の取消しを通知した事業主

- (1) 事業主名 株式会社ゼロダブリュコーポレーション
- (2) 代表者氏名 代表取締役 石部 智之
- (3) 所在地 岡山県岡山市北区下中野 373番地5 白川ビル1階

(4) 許可に関する事項

許可年月日 平成17年5月1日

許可番号 33-ユ-300018

- (5) 処分内容および処分理由 別紙の2のとおり

1 株式会社アグレワン

1) 処分内容

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第14条第1項および職業安定法第32条の9第1項の規定により、平成24年10月26日付けで、一般労働者派遣事業および有料職業紹介事業の許可を取り消す。

2) 処分理由

株式会社アグレワンは、出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項第1号に違反し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、同条の規定により、罰金の刑に処せられ、6月15日刑が確定した。

このため、労働者派遣法第6条第1号および職業安定法第32条第1号に規定する許可の欠格事由に該当することとなったため。

2 株式会社ゼロダブリュコーポレーション

1) 処分内容

職業安定法第32条の9第1項の規定により平成24年10月26日付けで、有料職業紹介事業の許可を取り消す。

2) 処分理由

株式会社ゼロダブリュコーポレーション代表取締役 石部智之は、法人税法第74条第1項第2号および所得税法第183条第1項に違反し、法人税法第159条第1項および所得税法第240条第1項の規定に基づき、懲役1年2月、執行猶予3年の刑に処せられ、7月18日刑が確定した。

このため、職業安定法第32条第5号に規定する有料職業紹介事業の許可の欠格事由に該当することとなったため。

※労働者派遣法、職業安定法、出入国管理及び難民認定法、法人税法、所得税法の関係条文は別添をご参照ください。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～十二号、略

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二～四号 略

第二項、略

○職業安定法（抄）

(許可の欠格事由)

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて命令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～四号 略

五 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

(許可の取消し等)

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三十二条各号（第三号を除く。）のいずれかに該当しているとき。

二、三号 略

第二項、略

○出入国管理及び難民認定法（抄）

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者

二、三号 略

第二項、略

○法人税法（抄）

（確定申告）

第七十四条 内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一号 略

二 前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三～六号 略

第二項、第三項 略

第一百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）（第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかった法人税の額）、第八十一条の二十二第一項第二号（連結確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）又は第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかった法人税の額）若しくは第八十九条第二号（退職年金等積立金確定申告に係る法人税額）（第百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額につき法人税を免れ、又は第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（第八十一条の三十一第四項（連結親法人に対する準用）又は第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第百六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第百六十三条第一項（両罰規定）において同じ。）でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二～四項 略

○所得税法（抄）

（源泉徴収義務）

第八十三条 居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

第二項 略

第二百四十条 第八十一条（利子所得及び配当所得に係る源泉徴収義務）、第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第九十条（年末調整に係る源泉徴収義務）、第九十二条（年末調整に係る不足額の源泉徴収義務）、第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）、第二百三条の二（公的年金等に係る源泉徴収義務）、第二百四条第一項（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）、第二百七条（生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収義務）、第二百九条の二（定期積金の給付補てん金等に係る源泉徴収義務）、第二百十条（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）、第二百十二条（非居住者又は法人の所得に係る源泉徴収義務）又は第二百十六条（源泉徴収に係る所得税の納期の特例）の規定により徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二～三項 略